

平成 28 年度
内閣府税制改正

平成 27 年 12 月
内閣府

平成28年度 内閣府税制改正に関する 主なポイント ①

少子化対策の推進(新設1件、その他1件)

◆三世帯同居に係る税制上の軽減措置の創設(国税)

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世帯同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の対象となる費目の明確化(国税) ☆

- 結婚、妊娠、出産、育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合の現行の非課税措置について、対象となる費目を明確化する。

公益活動の推進(新設1件、拡充1件)

◆公益法人等が実施する奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の創設(国税)

- 独立行政法人日本学生支援機構等が実施する奨学金貸与事業を補完する観点から、公益法人等が実施する奨学金貸与事業について、学生の負担軽減及び公益法人等による特色ある事業の支援に資するために、法令で定める要件を満たす奨学金貸与に係る借用証書等の契約書について印紙税を非課税とする。

◆公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充(国税) ☆

- 公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるよう、寄附実績に関する要件(PST要件)を、当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する。

地方創生、国家戦略特区等の推進(新設1件、拡充・延長等6件)

国家戦略特区

◆所得控除制度の創設(国税、地方税)

- 国家戦略特別区域内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設する。

◆特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の延長(国税、地方税) ☆

- 国家戦略特別区域において機械等の取得等をした場合の特別償却又は投資税額控除等について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

平成28年度 内閣府税制改正に関する 主なポイント ②

地方創生、国家戦略特区等の推進（新設1件、拡充・延長等6件）

総合特区

（国際戦略総合特区）

◆特別償却又は投資税額控除の延長（国税、地方税） ☆

- 国際戦略総合特別区域において機械等の取得等をした場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

（地域活性化総合特区）

◆エンジェル税制の延長（国税） ☆

- 地域活性化総合特別区域において、特定地域活性化事業を行う株式会社に対して個人が出資した場合の課税の特例について、見直しを行った上、適用対象となる総合特別区域法の指定会社の指定期限を2年延長する。

地域再生

◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長（国税） ☆

- 認定地域再生計画において定めた集落生活圏内で「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資する場合、出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除する制度を平成28年度から2年間新たに講ずる。

◆地方拠点強化税制の拡充（国税、地方税） ☆

- 地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられることとする。両税制を併用する場合は、所得拡大促進税制の適用の基礎となる雇用者給与等支給額から、雇用促進税制の対象となる増加雇用者の給与額を控除する。

その他

◆都市農業振興に関する所要の税制措置の検討（国税、地方税） ☆

- 今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、必要な税制上の措置を検討する。

※無印は新設、☆は拡充・延長等

平成 28 年度税制改正（目次）

| | | |
|----------------------|-------|-----|
| 1. 少子化対策の推進 | | P4 |
| 2. 公益活動の推進 | | P6 |
| 3. 地方創生、国家戦略特区等の推進 | | P8 |
| 4. 地域経済活性化事業等支援政策の推進 | | P13 |
| 5. 防災対策の推進 | | P15 |

1. 少子化対策の推進

●三世代同居に係る税制上の軽減措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税

要望概要

「希望出生率 1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

要望結果

三世代同居に対応したリフォーム工事（※）を行う場合に、以下の特例措置を講じる。

（※）①キッチン、②浴室、③トイレ又は④玄関のいずれかを増設する工事（改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。）であって、工事費用額が50万円を超えるものをいう。

リフォーム投資型減税

- ・減税の対象となる工事に、三世代同居に対応したリフォーム工事を追加
- ・工事費等の10%を所得税額から控除
（対象工事限度額250万円、最大控除額25万円）

リフォームローン型減税

- ・減税の対象となる工事に、三世代同居に対応したリフォーム工事を追加
- ・ローン残高の一定割合を所得税額から控除（5年間）
（対象工事限度額250万円）

＜国土交通省と共同要望＞

● 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の対象となる費目の明確化

＜税目＞（国 税）贈与税

要望概要

結婚、妊娠、出産、育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合の現行の非課税措置について、対象となる費目を明確化する。

要望結果

制度利用者からの要望を踏まえ、非課税の対象となる範囲が明確ではなかった一部の費目につき明確化を行う。

- ・不妊治療費用のうち、薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る）
- ・出産費用のうち、産前産後に係る母親の医療費及び薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る）、母親の産後健診費用

＜金融庁と共同要望＞

2. 公益活動の推進

● 公益法人等が実施する奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国税）印紙税

要望概要

現在、独立行政法人日本学生支援機構等が実施する奨学金貸与事業については、「教育の機会均等」を確保する観点から、学生の負担軽減を図るため、消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置が講じられているところ。同機構等が実施する奨学金貸与事業を補完する観点から、公益法人等が実施する奨学金貸与事業についても、法令で定める要件を満たす奨学金貸与に係る消費貸借契約書の印紙税を非課税とする。

要望結果

公益法人等が、経済的理由により修学が困難である高等学校、大学等の学生等に対して、無利息その他一定の条件の下で奨学金貸与（文部科学大臣の確認を受けたものに限る。）を行う際に作成される消費貸借契約書（平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものに限る。）には印紙税を課さないこととする。

＜文部科学省と共同要望＞

● 公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充〔拡充〕
＜税目＞（国税）所得税

要望概要

現在、公益法人等が寄附金に係る税額控除制度を活用するための要件（P S T要件）は、公益法人等の事業規模にかかわらず一律である。公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等も、その事業規模に応じた努力を行えば税額控除制度の対象となるように、P S T要件を緩和する。

※過去の寄附実績（原則5年間）において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

要件1 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

要件2 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上であること。

要望結果

事業規模の小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、P S T要件の実績判定期間における各事業年度の公益目的事業費用等の額が1億円に満たない公益法人等については、上記要件1を、3,000円以上の寄附者について、同費用等の額に応じて算定された人数（最低10人）以上いること、かつ、寄附金額の年平均の合計が30万円以上であることとする。

3. 地方創生、国家戦略特区等の推進

(1) 国家戦略特区

● 国家戦略特区における所得控除制度の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

要望概要

成長戦略の着実な実行を図りつつ、スピード感をもって改革を推進し、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出するため、「国家戦略特区」において新たな課税の特例措置を創設する。

要望結果

国家戦略特別区域内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設する。

○対象事業：国家戦略特区法の規制の特例（法律・政省令・告示）が重要な役割を果たす事業で、以下の対象分野の事業。

○対象分野：「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等」

○主な法人指定要件（指定期限：平成30年3月31日）

【設立時期】特区指定の日以後に設立され、設立の日以後5年未満。

【事業要件】専ら認定区域計画に定められた対象事業を営むこと。

【区域要件】特区内に本店又は主たる事務所を有すること。

特区外事業所は、補助的業務のみで従業員数20%以下。

● 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税

（地方税）法人住民税、事業税、固定資産税

要望概要

「国家戦略特区」において、国際的ビジネス拠点を形成するとともに産業の国際競争力を強化する観点から、課税の特例措置を延長する。

要望結果

国家戦略特別区域において機械等の取得等をした場合の特別償却又は投資税額控除、研究開発税制の特例及び固定資産税の特例措置について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

①特別償却、投資税額控除

| | | |
|---------|--------------|-----|
| ・ 特別償却率 | 【機械装置及び器具備品】 | 50% |
| | 【建物等及び構築物】 | 25% |
| ・ 税額控除率 | 【機械装置及び器具備品】 | 15% |
| | 【建物等及び構築物】 | 8% |

②研究開発税制の特例

| | | |
|---------|--------------|-----------|
| ・ 税額控除率 | 【機械装置及び器具備品】 | 減価償却費の20% |
|---------|--------------|-----------|

③固定資産税の特例

| | | |
|--------|--------------|-----|
| ・ 課税標準 | 【機械装置及び器具備品】 | 1/2 |
|--------|--------------|-----|

(2) 総合特区

● 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

要望概要

「国際戦略総合特区」において、経済成長に寄与するような拠点形成を図るとともに、国際競争力を向上させる観点から、課税の特例措置を延長する。

要望結果

国際戦略総合特別区域において機械等の取得等をした場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

| | | |
|---------|--------------|-----|
| ・ 特別償却率 | 【機械装置及び器具備品】 | 40% |
| | 【建物等及び構築物】 | 20% |
| ・ 税額控除率 | 【機械装置及び器具備品】 | 12% |
| | 【建物等及び構築物】 | 6% |

● 地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）所得税

要望概要

「地域活性化総合特区」において、地域の社会的課題解決を図り地域を活性化するため、課税の特例措置を延長する。

要望結果

地域活性化総合特別区域において、社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）を行う中小企業に対して個人が出資した場合の課税の特例について、見直しを行った上、適用対象となる総合特別区域法の指定会社の指定期限を2年延長する。

(3) 地域再生

● 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）所得税

要望概要

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生に資する事業を行う株式会社に対する出資について税制上の優遇措置を講じることにより、広く民間から志ある資金の調達を促進して、地域再生の推進を図る。

要望結果

認定地域再生計画において定めた集落生活圏内で、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資する場合、出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除する制度を平成28年度から2年間新たに講ずる。これに伴い、特定地域再生事業を行う株式会社が発行する株式に対し個人が出資した場合に係る株式譲渡益からの控除及び譲渡損失の繰越控除の特例については廃止する。

● 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）法人住民税

要望概要

東京一極集中を是正し、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制に関し、所要の調整措置を講ずる。

要望結果

地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられることとする。両税制を併用する場合は、所得拡大促進税制の適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から、雇用促進税制の対象となる増加雇用者の給与額を控除する。

(4) その他

●地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

要望概要

地方創生の推進の観点から、地方公共団体が行う効果が高い地方創生事業に対する企業の寄附に係る税制上の優遇措置を創設することにより、地方創生に取り組む地方を応援する。

要望結果

地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じる。

＜内閣官房と共同要望＞

●都市農業振興に関する所要の税制措置の検討〔長期検討事項〕

＜税目＞（国 税）相続税
（地方税）固定資産税

要望概要

都市農業の重要性に鑑み、所要の税制措置を検討する。

要望結果

今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が賃借された場合の相続税の納税猶予制度の運用など必要な税制上の措置を検討する。

4. 地域経済活性化事業等支援政策の推進

●事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例措置の延長〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

要望概要

中小事業者の再生を支援する観点から、事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合）により債権放棄が行われた場合の企業再生税制（評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除）の特例措置を延長する。

要望結果

平成 28 年 3 月末とされている適用期限を、以下の見直しを行った上、平成 31 年 3 月末まで 3 年延長する。

- ①適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日（平成 21 年 12 月 4 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。
- ②適用要件である添付書類への債権の買取価額の記載を不要とする措置を講ずる。

＜金融庁、経済産業省と共同要望＞

●経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長〔延長〕

<税目> (国 税) 所得税
(地方税) 個人住民税

要望概要

中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡所得の非課税措置を延長する。

要望結果

平成 28 年 3 月末とされている適用期限を、以下の見直しを行った上、平成 31 年 3 月末まで 3 年延長する。

- ・適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日（平成 21 年 12 月 4 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

<金融庁、復興庁と共同要望>

5. 防災対策の推進

- 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設〔新設〕
＜税目＞（地方税）固定資産税

要望概要

防災・減災に資する道路の無電柱化を促進するための税制措置を講じる。

要望結果

一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置の創設。

- ・ 道路法第 37 条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域：
課税標準 4 年間 1 / 2
- ・ それ以外の区域：課税標準 4 年間 2 / 3

＜国土交通省、総務省、経済産業省と共同要望＞

- データセンター地域分散化促進税制の延長〔延長〕
＜税目＞（国 税）法人税

要望概要

喫緊の課題である首都直下地震等に備えるため、データセンターが東京圏に一極集中している状況を緩和させることにより、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させることを目的に要望する。

要望結果

首都直下地震緊急対策区域（注）以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得した事業者に対して、法人税の特例措置（特別償却率：10%）を 1 年 10 ヶ月延長する。

（注）首都直下地震対策特別措置法第 3 条に規定する首都直下地震緊急対策区域。

＜総務省と共同要望＞

- 耐震改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長〔延長〕
＜税目＞（地方税）固定資産税

要望概要

既存住宅の耐震改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高め、国民の住生活の向上を目指す。

要望結果

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合に当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）を減額する措置の適用期限（平成27年12月31日まで）を、2年3ヶ月延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

- 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長〔延長〕
＜税目＞（地方税）固定資産税

要望概要

臨海部には物流機能等が集積し、行政のみならず民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在しており、南海トラフ巨大地震等による津波の脅威に対しては、官民が連携した津波防災地域づくりが必要となる。

一方で、津波対策は非収益投資であり、ランニングコストも高額となること等から整備が進みにくく、これを促進するためには民間企業が実施する津波対策に対する税制上の優遇が必要である。

そこで、市町村が策定した推進計画に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置を延長する。

要望結果

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る固定資産税の特例措置（取得後4年間、課税標準を市町村の条例で定める割合（1/2を参酌）に軽減）を4年間延長する。

＜国土交通省と共同要望＞